

学識経験者から
河川整備計画(原案)に対して
頂いたご意見

平成20年2月6日

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
委員会やふれあい懇談会からの意見は、最終的にどう反映されたのか、もう少しわかりやすい資料にすること。	ご意見に対する本文の記載箇所を明示し、会場別、分野別で検索出来るようHPでの検索画面を作成しました。	—
異常渇水時は徳山ダムから補給するとあるが、ダムそのものが干上がった場合についての補足があるのではないのか。	P3-46 渇水時及び異常渇水時対応において、ダムの枯渇を防ぐために「木曾川水系緊急水利調整協議会」等により、ダム等の総合運用等を実施するなど関係機関と連携して対策の強化を図って行くことを記載しております。なお、頂いた意見も想定して具体的な運用を考えてまいります。	第3章第2節第2項1(2) 渇水時及び異常渇水時の対応
気候変動や渇水については、地域性をどう見るかなど学会でも議論の余地がある状況である。	科学的な知見について、一定の見解がまとまるまでは、過去のデータから判断して、危機に備えることは重要なことと考えております。	—
堤外民地については、堤外地の環境面の問題を含めて、現状と課題に記載する必要がある。	P1-27 河川維持管理の現状と課題を下記のとおり修正しております。 「河道に関しては、出水による土砂堆積により流下能力の阻害や河岸の浸食が発生した場合、適時維持補修を行っている。また、必要に応じ樹木伐開をしているが、近年樹林化が進行しており、洪水の流下等に支障がないよう伐開等を行う必要がある。さらに、堤外民地が存在することにより、河川敷に小屋等の工作物の建造、地形の改変による河川管理施設への悪影響、ゴミ・廃棄物の投棄、河川の公共物としての連続性が失われるという課題がある。」	第1章第2節第4項 河川維持管理の現状と課題
渇水時には、慣行水利権をどのように許可水利権へ移行するのか、もう少し具体的に表現できないか。	P3-22 適正な水利権許認可を下記のとおり修正しております。 「慣行水利権については、取水実態の把握に努め、取水施設の改築等各種事業実施の機会を捉えるなど、積極的に許可水利権化を進める。」	第3章第1節第2項1(3) 適正な水利権許認可
P3-23の「水利用の合理化」で「…維持流量の一部を回復する。」とあるが、必然的にこうなるという意味の「する」なのか、意志としてさせるという意味の「する」なのかどちらか。 原案全体で記載されている「する」、「させる」等の語尾は、全体のトーンを整理した方がわかりやすい。	「する」というのは、河川管理者としての意志を表現しておりますので、このままの表現とさせていただきます。	—
基本方針やこれまでの議論について、整備計画の中では書けないと思うが、どこを見れば書いてあるのか分かるよう、資料一覧として添付できないのか。また、資料閲覧をWeb上で工夫してみてはどうか。	河川整備計画は、法律に基づいた計画、いわゆる行政文書ですので、参考として資料一覧表等を添付することは考えていません。 なお、河川整備計画(原案)に対して、骨子、要旨を作成しており、河川整備計画が策定された後においても、理解されやすい資料を作成する予定であります。	—

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
第1章の前に、全体の方針のような前文があっても良いのではないのか。	河川整備計画は、法律に基づいた計画、いわゆる行政文書ですので、前文を記述することは考えていませんが、整備計画の全体の方針は、P2-1 第2章河川整備計画の目標に関する事項の冒頭、P3-1 河川の整備の実施に関する事項に記載しております。 また、河川整備計画が策定された後においても、理解しやすい資料を作成する予定であります。	第2章 河川整備計画の目標に関する事項 第3章 河川の整備の実施に関する事項
誰が見てもわかるように、専門用語には解説が必要である。	HPのトップページに用語集を掲載し、また河川整備計画(原案)要旨の最終ページにも用語集を作成しました。	—
骨子、要旨、全文という3段階に分けた形にすれば、理解しやすいのではないのか。	河川整備計画(原案)に対して、骨子、要旨を作成しました。また、河川整備計画が策定された後においても、理解しやすい資料を作成する予定であります。	—
事業を展開していく中で、今どこまでできたのか、近々この程度までいく等の情報を提供できるように考えてほしい。	今後の参考にさせていただきます。	—
地震対策は、今後、調査・設計をしていくことを、付記しておいたほうがよい。	P3-18 地震対策の推進を下記のとおり修正しております。 「濃尾平野の表層は緩い砂層で覆われており、発生が危惧される東海地震、東南海・南海地震では長い地震動に伴い基礎地盤の液状化等により堤防の沈下、崩壊、ひび割れ等が生じた場合、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある。そのため、調査検討を行い、浸水による二次災害及び津波による被害の恐れがある箇所については、耐震対策を推進する。」	第3章第1節第1項2(3) 地震対策の推進
整備計画自体は総じて妥当なものになっているが、遊水地については、もう少し平地を助けるような、最新の技術的な動向も加え、今後検討していただけると感じている。	今後の参考にさせていただきます。	—
一般の方も理解しやすい様に、わかりやすい表現の書き方に努めていただきたい。	河川整備計画は法定計画であるため、表現をわかりやすく修正することが難しいため、河川整備計画(原案)に対して、骨子、要旨を作成しました。また、河川整備計画が策定された後においても、理解しやすい資料を作成する予定であります。	—
「流域の保水・遊水機能を適切に確保することを奨励」は、治水に限らず利水、環境にも関わる内容なので、全体に関わる箇所に記載したほうがよい。	P3-1 河川の整備の実施に関する事項を下記のとおり修正しております。 「河川の整備にあたっては、「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、本支川及び上下流バランスを考慮するとともに、流域の保水・遊水機能の適切な保全を奨励したり、風土や景観、親水、動植物の生息・生育環境に配慮するなど、総合的な視点で推進する。」	第3章 河川の整備の実施に関する事項

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
他の流域とも総合的な協力関係を考えていくべきである。	P2-1 河川整備計画の目標に関する事項を下記のとおり修正しております。 「これからの木曾川水系の河川整備にあたっては、この精神に支えられた目標を持つこととし、治水面・利水面・河川環境面から3つの目標を定める。 そして、これらの目標を達成するために、流域内にとどまらず、水源を共有する地域はもちろん、社会経済活動上緊密な関係のある地域など、流域を越えた地域社会の様々な関係者間の交流を深め、この精神をはぐみ育てていく。」	第2章 河川整備計画の目標に関する事項
文章はわかりやすく簡潔にしてください、日本の風土に適した、日本語らしい文章表現にしてください。	表現を修正しております。	—
議論を尽くして決める多数少数決の結果であれば素晴らしいと感じる。	—	—
時代の情勢や、様々な状況変化があるため、将来の責任を担保するためにも撤退の余地を残せるようなものがあればと感じる。	P2-5 整備計画対象期間、P3-1 河川の整備の実施に関する事項に記載しております。	第2章 第2節 整備計画対象期間 第3章 河川の整備の実施に関する事項
水供給側の論理が先行するが、これからの行政の進め方として、ユーザー側からの論理等があればいいと感じる。	今後の参考にさせていただきます。	—
皆で決めると誰も責任をとらないことにつながるので、責任の所在を明確化して進めていただきたい。	今後の参考にさせていただきます。	—
木曾三川の歴史、特徴を踏まえ、課題に対しての答えが、比較的明確に書かれている。	—	—
P3-18の内水対策で「土地利用規制・・・と連携・調整して行う」の表現は、「土地利用規制を行う」という意思と捉えてよいのか。	P3-18 内水対策を下記のとおり修正しております。 「さらに、低地への宅地化等により新たな内水被害が生じることがないように、流域内における流出抑制や土地利用誘導、河川情報の提供についても関係機関と連携・調整して行う。」	第3章第1節第1項 3 内水対策
P3-33の「汽水域、緩流域の水質保全」で、モニタリングは、メカニズムを把握するためのものではなく、現象そのものを把握するための調査なので、表現を修正すること。	P3-33 汽水域、緩流域の水質保全を下記のとおり修正しております。 「長良川河口堰の湛水区域は緩流域であり、夏期において、一時的・局所的に溶存酸素濃度の低下や藻類の集積等の現象が発生している。このため、実態を把握するためのモニタリングやDO対策船による深掘れ箇所の溶存酸素濃度の回復対策などを加え、水質の予測・改善のための新しい技術対応に向けた調査・研究を進める。」	第3章第1節第3項4 (2) 汽水域、緩流域の水質保全

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
P3-44「ダム貯水池の維持管理」の文言を「選択取水設備、汚濁防止フェンス、曝気循環設備等を設置し、その適切な運用を図ることにより」と修正してもらった方がいい。	P3-44 ダム貯水池の維持管理を下記のとおり修正しております。 「また、ダムから冷濁水、富栄養水を放流することによる下流河川への影響及び貯水池の富栄養化問題が生じる場合は、冷濁水・富栄養化を防止、軽減するため、選択取水設備、汚濁防止フェンス、曝気循環設備等を設置し、それらの適切な運用を図ることにより、貯水池及び下流部の水質環境の保全・維持に努める。」	第3章第2節第1項 8 ダム貯水池の維持管理
P3-46「適正な流水管理や水利用」で「導水先の河川環境との関係に配慮し行う」とあるが、何の関係に配慮するのかが不明確なので、もう少し具体的な表現にしていきたい。	具体的な項目としては、水質や生態系等が考えられますが、具体的な記載により項目を限定される恐れがあるため、このままとさせていただきます。	—
着手予定があるのであれば、明記した方が理解されやすい。	河川整備計画では、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めるように決められていますが、整備スケジュールまで決定する必要はないため、記載することは考えておりません。 今後、具体的な事業計画を検討していくなかで対応してまいります。	—
事業については、齟齬や誤解が生じないような出し方の工夫を入念にして頂きたい。	今後の参考にさせていただきます。	—
皆で流域を考えることが最大の問題で、色々なところで意見を集められたり、どうしたいのかという議論をして頂いたのは、非常によかった。	—	—
世界では、水が社会のベースとなるということで、こういう意見の積み重ねの中で、将来を見越した形にもっていてもらえることを期待する。	今後の参考にさせていただきます。	—
災害が減らない傾向にある要因として、生活の変化と絡んだ災害だということを考えると、ダムなどのハード施設での方針では難しいと思う。	—	—
5年、10年で再評価して修正していくということを、本文に記載してもよいのではないのか。	P2-5 整備計画対象区間、P3-1 河川の整備の実施に関する事項に記載しております。	第2章 第2節 整備計画対象期間 第3章 河川の整備の実施に関する事項
どれを優先するのか具体的には書けなくても、必ず優先順位をつけてやるということの根拠を、もう少し記載して欲しい。	P3-1 河川の整備の実施に関する事項を下記のとおり修正しております。 「さらに、緊急性に配慮しながら、費用と河川整備により得られる効果・影響を考慮して、計画的に河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を一連のシステムとして捉え、モニタリング、評価を行い、必要に応じて計画、施工、維持管理にフィードバックする。」	第3章 河川の整備の実施に関する事項

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
木曾三川の中で利水は大きな問題で、合理化の一言で片付けないで、問題点について、もう少し踏み込んでよかったのではないのかという印象をもっている。	P3-23 水利用の合理化を下記のとおり修正しております。 「取水制限流量による制約がない既得用水については、水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能、地理的・構造的条件等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行うとともに、総取水量表示等の水管理について関係機関と調整協議し、水利用の合理化を進める。これにより維持流量の一部を回復する。」	第3章第1節第2項2(2) 水利用の合理化
揖斐川、長良川、木曾川とそれぞれ特色のある水なので、導水路事業が始まって生態系に対し十分な調査を実施し、異変が生じれば導水を止めるというぐらいの努力をお願いしたい。	導水路については、生態系を含む十分な環境調査を実施し、導水先の河川環境との関係に配慮してまいります。	—
内水排除にかかわる地区内の地盤沈下、地震による地盤沈下の問題については、どこかでふれておく必要がある。	昭和19年東南海地震および昭和21年南海地震による被害で、堤内地盤が57cm地盤沈下し、土地改良区において内水排水の整備を実施した実績があります。 P1-19 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題を下記のとおり修正しております。 「また、伊勢湾台風後に緊急的に整備された堤防等は、浚渫土により築堤されるなど砂質土により構成された脆弱な堤防であることから、堤防の浸透に対する安全性や高潮の越波に対する対策が必要である。 さらに、過去の大地震により堤内地が地盤沈下し、自然排水が困難になる被害が発生している。」	第1章第2節 第1項 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する現状と課題
ふれあい懇談会では治水の意見が一番多く、流域住民は危機を感じている。	今後の参考にさせていただきます。	—
立派なビジョンを作っても実行しないとないならないので、意地と思想と信念をもって実行していただきたい。	今後の参考にさせていただきます。	—
並列的に記載しているため、緊急的なもの、簡単にできるものなどのメリハリが無くなっている。 何を訴えたいかということをもっと少しメリハリをもって市民に語りかけていくことが良い。	河川整備計画は法定計画であるため、表現をわかりやすく修正することが難しいため、河川整備計画(原案)に対して、骨子、要旨を作成しました。また、河川整備計画が策定された後においても、理解されやすい資料を作成する予定であります。	—
30年という長い段階の中を、もう少し段階的に示すことは、難しいことがわかった。	—	—
それぞれ自信があるか問い直して、立派な計画に仕上げてほしい。	今後の参考にさせていただきます。	—

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含まれます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
流域委員会として、今後、どう いうふうに移しているのかを 見守るとともに、我々もどう関与 したらいいのかということも大き な問題かと思う。	—	—
省庁間協議の前に、案がどう なったのか確認する意味で、流 域委員会を開催してもらいた い。	第11回流域委員会を開催します。	—
P1-15 下から2行目 「現在整備中の東海環状自動 車道等の沿線地域においては、 地域開発や市街化が進むこと により、…」 この様な記述は重要である。保 水・遊水機能だけでなく、もっと クリアーに言って欲しい。開発 等、地域環境が変われば水管理 の前提が変わる。経済界とし ては、地域のポテンシャルがど うなるかが気になる。	P1-2 流域及び河川の概要を下記のとおり修正しております。 「また、流域内は、名神高速道路、東海北陸自動車道、東 名阪自動車道、東海環状自動車道、第二名神自動車道等 の高速道路、東海道新幹線、JR東海道本線等、東西を結 ぶ、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。さらに東 海環状自動車道等の整備により、東濃地方などでは新た な工場進出が見られるなど、その沿線地域においては地 域開発や市街化が進むことが予想される。」	第1章第1節 第1項 流域及び河 川の概要
1-29 下から8行目から 「加えて温暖化に伴う陸上の 植生変化や伊勢湾の状況変化 も木曾川水系と関係機関と連携 しつつ、…」 全体像が把握出来るように、 しっかり記述して欲しい。	P1-29 新しい課題を下記のとおり修正しております。 「加えて、温暖化に伴う森林などの植生変化や伊勢湾の 状態変化も木曾川水系と関係するため、関係機関と連携し つつ、その変化のモニタリングと河川に与える影響の学術 的知見を積み重ねていくことが求められている。」	第1章第2節 第5項 新しい課題
1-29 下から3行目 「国際的なものづくり拠点であ る中京圏を支える木曾川水系で は、生命財産の安全はもとより 、社会経済活動の最低限の持 続性を確保していかなければな らない…」 経済活動だけではなく、地 域、環境等環境共生型の社会 についても触れて欲しい。また、 産業がネットワーク化されてき ている中で、物流ネットワークが切 れてはいけない。それを担保す る仕組みが必要である。	P1-29 新しい課題を下記のとおり修正しております。 「国際的なものづくり拠点である中京圏を支える木曾川水 系では、生命財産の安全はもとより、物流のネットワークの 保全を始め、環境共生型を目指している社会経済活動の 最低限の持続性を確保していかなければならないという課 題を背負っている。」	第1章第2節 第5項 新しい課題
2-5 上から6行目 「…策定後のこれらの変化や 新たな知見、技術の進歩等によ り、対象期間内であっても必要 に応じて適宜見直しを行う。」 積極的に新たな知見等を入れ て、よりプラスになる様に見直す 仕組みが必要ではないか。	ご指摘のとおり、積極的に新たな知見等を入れて見直す 必要があると考えております。 また、第3章の河川の整備の実施に関する事項で、「費用 と河川整備により得られる効果・影響を考慮して計画的に 河川整備を進めるとともに、調査・計画・施工・維持管理を 一連のシステムとして捉え、モニタリング、評価を行い、必 要に応じて計画、施工、維持管理にフィードバックする。」と 記載し、適宜見直す仕組みを考えております。	第3章 河川の整備 の実施に関する事 項

学識経験者から河川整備計画(原案)に対して頂いたご意見

※学識経験者から頂いたご意見には、第10回流域委員会以降に頂いたご意見も含みます。

頂いたご意見	頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
<p>3-22 上から13行目 「…水利審査において、使用水量の実態や供給人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて水利権の見直しを…」 使用水量の実態把握の内容が解りづらい。方法論があった方が実行性がみえる。</p>	<p>P3-23 水利利用の合理化を下記のとおり修正しております。 「取水制限流量による制約がない既得用水については、水道用水、農業用水等における取水の実態、用水の多面的機能、地理的・構造的条件等に配慮しながら、給水人口、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて水需要を精査確認し、水利権の適正な見直しを行うとともに、総取水量表示等の水管理について関係機関と調整協議し、水利利用の合理化を進める。これにより維持流量の一部を回復する。」</p>	<p>第3章第1節第2項2 (2) 水利利用の合理化</p>
<p>3-35 下から13行目 「また、環境負荷の観点から、伐開樹木、流木、刈草等の処理は、チップ化、堆肥化等による有効活用を図っているが、コストの削減を踏まえつつ…」 チップ化、堆肥化は、コスト削減だけではなく、需要と供給のバランスも考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>チップ化、堆肥化はコスト削減のためだけに行っているのではなく、リサイクルや有効活用することにより環境負荷への低減を目的としており、結果としてコスト削減にもつながっているものです。しかし、大幅なコスト高になる可能性もあることから、コストを踏まえながら行っていくものでありますが、需要と供給のバランスにも考慮することは必要であり、P3-35 河川の維持の目的、種類及び施行の場所を下記のとおり修正しております。 「また、環境負荷低減の観点から、伐開樹木、流木、刈草等の処理は、チップ化、堆肥化等による有効活用を図っているが、需要と供給のバランス、コストの低減を踏まえつつ、さらなる環境負荷の低減に努めていく。」</p>	<p>第3章 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所</p>
<p>3-46 上から8行目 「なお、木曾川水系で連絡導水路による新規利水の導水については、導水先の河川環境との関係に配慮して行うこととする。」 河川環境との関係に配慮とは、具体性が解らない。重要なことであり、積極的な取り組み方が伝わってくる方が良い。</p>	<p>具体的な項目としては、水質や生態系等が考えられますが、具体的な記載により項目を限定される恐れがあるため、このままとさせていただきます。</p>	<p>—</p>
<p>整備計画(原案)の骨子、要旨については、整備計画としてのスローガンがあった方が解りやすいのではないかと。</p>	<p>河川整備計画(原案)に対して、骨子、要旨を作成しました。また、河川整備計画が策定された後においても、同様に理解されやすい資料を作成する予定であり、その中で対応してまいります。</p>	<p>—</p>
<p>P3-22(3) 適正な水利権許可に関して、「水利権の見直しを適正に行う…」として、行うことしか記載されていないため、課題とダブルかもわからないが、温暖化の影響、降水量の減少等により、水資源確保が難しくなっていることや稲作への影響など、なぜ、見直しを行わなければならないかを付加して内容を充実させる。</p>	<p>ご指摘のとおり、見直しを行わなければならない理由を付加して下記のとおり修正しております。</p> <p>P3-22 既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利利用の合理化を下記のとおり、修正しております。 「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向が続いていることも鑑み、河川水の適正な利用を図るため、…」</p> <p>P3-22 適正な水利権許認可を下記のとおり、修正しております。 「河川水の適正な利用を図るため、許可水利権については、水利権の更新時に行う水利審査において、…」</p> <p>P3-24 発電減水区間及び都市河川対策を下記のとおり、修正しております。 「発電等の取水による減水区間における河川環境の改善を図るため、水利権の期間更新時に…」</p>	<p>第3章第1節第2項1 (1) 既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利利用の合理化 (3) 適正な水利権許認可 第3章第1節第2項4 発電減水区間及び都市河川対策</p>